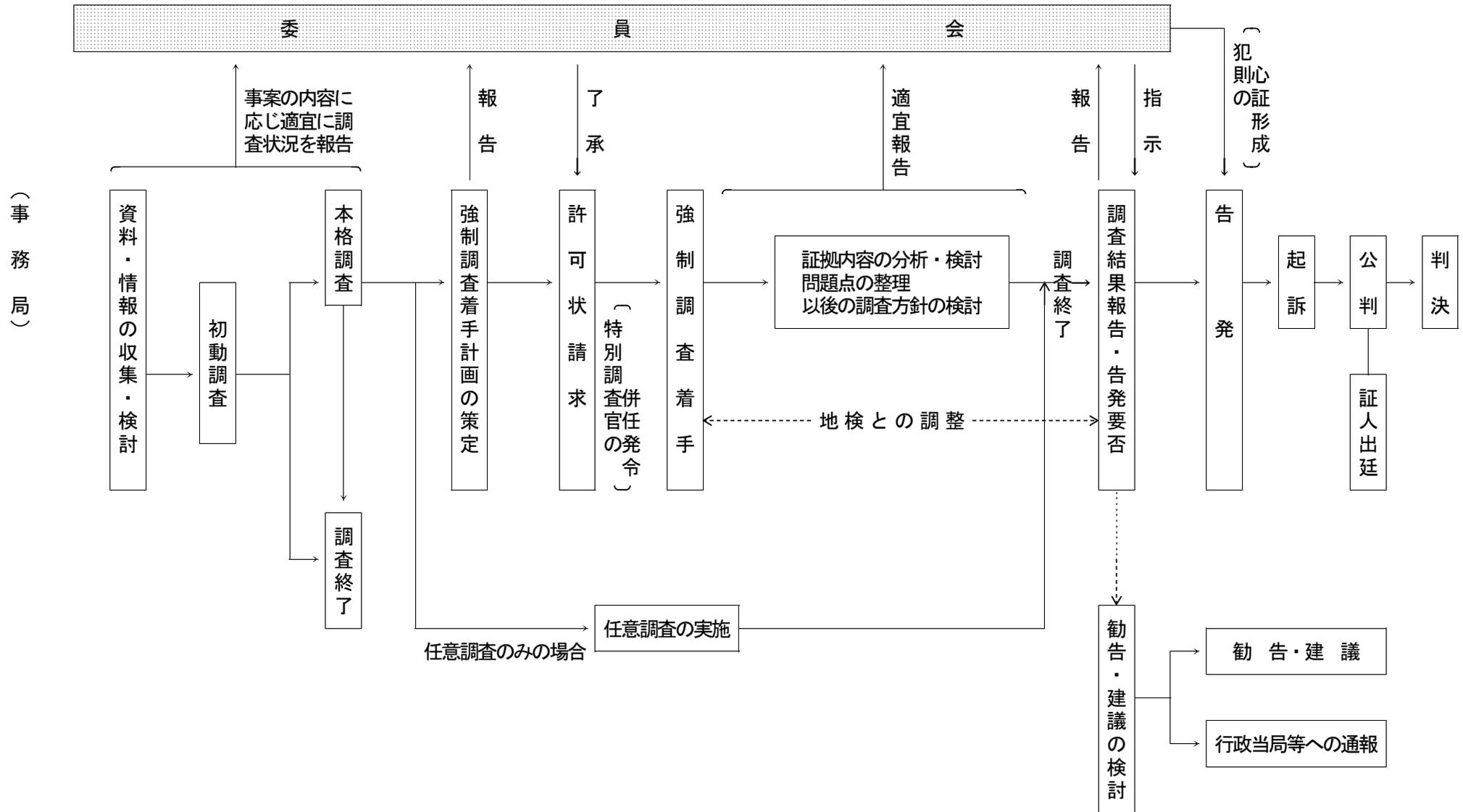


參考資料

犯則調査事務の手続き関係 (フローチャート)



証券取引等監視委員会の告発件数・告発人数

事務年度	有報虚偽記載		相場操縦		風説の流布		インサイダー		損失補てん		その他		合 計	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
4	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
5	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3
6	-	-	-	-	1	1	2	37	-	-	-	-	3	38
7	-	-	-	-	-	-	-	-	1	12	-	-	1	12
8	-	-	-	-	1	1	3	10	1	4	-	-	5	15
9	1	4	-	-	-	-	1	1	5	28	-	-	7	33
10	1	4	1	3	-	-	4	8	-	-	-	-	6	15
11	3	14	1	2	-	-	1	1	-	-	2	5	7	22
12	-	-	1	1	1	4	2	2	-	-	1	1	5	8
13	3	16	1	3	-	-	3	5	-	-	-	-	7	24
14	3	12	-	-	1	1	5	7	-	-	1	2	10	22
15	-	-	1	4	-	-	2	2	-	-	-	-	3	6
合計	12	53	6	15	4	7	23	73	7	44	4	8	56	200

(注) 1. 平成15年9月末現在

2. 証券取引等監視委員会の事務年度は当年7月から翌年6月までである。

ニチメンインフィニティ事件（内部者取引）

証券取引等監視委員会は、(株)ニチメンインフィニティの株券に係る内部者取引が証取法違反（第 167 条第 1 項、公開買付者等関係者の禁止行為）に当たるとして、平成 14 年 12 月 19 日に犯則嫌疑者 1 人、平成 15 年 5 月 28 日に犯則嫌疑者 1 人、同年 7 月 30 日に犯則嫌疑者 1 人をそれぞれ東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

ニチメン(株)は、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすることを決定し、平成 14 年 2 月 14 日、その旨公表した。

大和証券エスエムピーシー(株)の事業法人第 1 部長は、同社とニチメン(株)との間の公開買付代理人契約に関し、公表前に上記公開買付け決定の事実を知った。そこで、その公表前に同株券を売買して利益を得ようと企て、平成 14 年 2 月、同株券合計 7,000 株を約 950 万円で買い付けた。

大和証券エスエムピーシー(株)の企業提携部次長は、同社とニチメン(株)との間の公開買付代理人契約に関し、公表前に上記公開買付け決定の事実を知った。そこで、その公表前に同株券を売買して利益を得ようと企て、平成 14 年 2 月、同株券合計 4,800 株を 663 万円で買い付けた。

野村證券(株)の企業金融部課長は、同社とニチメン(株)との間の公開買付代理人契約に関し、公表前に上記公開買付け決定の事実を知った。そこで、その公表前に同株券を売買して利益を得ようと企て、平成 14 年 2 月、同株券合計 5,000 株を約 682 万円で買い付けた。

大阪証券取引所事件（相場操縦）

証券取引等監視委員会は、大阪証券取引所に係る相場操縦が証取法違反（第159条第1項、相場操縦的行為の禁止）に当たるとして、平成15年7月25日、犯則嫌疑法人2社及び犯則嫌疑者2人を大阪地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

大阪証券取引所副理事長（当時。平成11年6月以前は専務理事）と日本電子証券㈱代表取締役社長は、同取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させようと企て、共謀の上、

- ・同取引所副理事長は、同取引所の業務等に関し、オプションの付与又は取得を目的としない仮装の株券オプション取引、及び株券オプション取引の申込みと同時期に、同取引の対価の額と同一の対価の額で、互いに同取引の相手方となることを通謀の上、株券オプション取引の申込みを行う、いわゆる馴合い取引を行い、

- ・日本電子証券㈱代表取締役社長は、同社の業務等に関し、仮装の株券オプション取引及びいわゆる馴合い取引を行った。

〔勧告〕

同年8月5日、監視委員会は、上記の犯則事実及び大阪証券取引所に対する検査の結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、大阪証券取引所及び日本電子証券㈱について行政処分を行うよう勧告した。

同月12日、金融庁は、大阪証券取引所に対し、自己株券の自市場への上場に係る業務の3ヶ月停止、株券オプション取引の新規上場に係る業務の3ヶ月停止、業務改善命令（自主規制業務にかかる組織体制や業務方法等の抜本的な見直し等）を内容とする行政処分を行った。また、同日、近畿財務局は、日本電子証券㈱に対し、全店全業務に係る業務の5日間停止、オプション取引に係る業務の2ヶ月停止、業務改善命令（内部管理体制の抜本的な見直しや人事の刷新等）を内容とする行政処分を行った。

ケイビー事件（虚偽の有価証券報告書提出）

証券取引等監視委員会は、(株)ケイビーに係る虚偽の記載のある有価証券報告書の提出が証取法違反（第197条第1項第1号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に当たるとして、平成15年3月24日、犯則嫌疑法人1社（(株)ケイビー）及び犯則嫌疑者3人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑法人(株)ケイビーの前代表取締役会長、前専務取締役及び元常務取締役は、共謀の上、同社の業務に関して、平成10年3月期から平成13年3月期の4期にわたり、架空の売上を計上するなどの方法により売上高を合計約406億円水増しし、架空売上がなければ赤字となっていた経常利益を合計約100億円、当期純利益を合計約89億円、当期末処分利益を合計約249億円、それぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある損益計算書、貸借対照表等を記載した有価証券報告書を提出した。